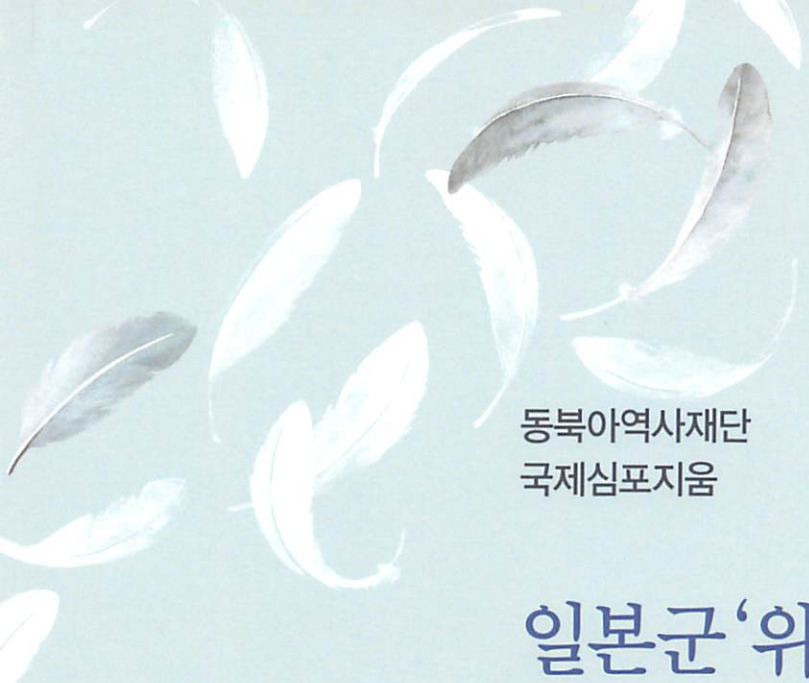




동북아역사재단
국제심포지움

일본군 '위안부' 문제와 역사정의의 과제

2018. 12. 14. 금요일 10:00-18:00

동북아역사재단 대회의실

ICJ主権免除事件判決と韓国の 「慰安婦」訴訟

｜山本晴太(弁護士)

I. はじめに

本年10月30日の韓国大法院判決で強制徴用被害者の勝訴判決が確定した。日本判決の既判力、消滅時効、旧日本製鉄と現在の新日鉄住金の同一性、日韓請求権協定による権利放棄の有無など、すべての争点において原告らの主張が認められた。しかし、日本軍「慰安婦」被害者が日本国に対して2016年に提起した2件の訴訟では被告が民間企業ではなく国家であるため、主権免除というもう一つの極めて困難な争点がある。

この問題については2012年2月3日のICJ判決¹⁾という先例がある。イタリアの国内裁判所が強制労働被害者や虐殺被害者遺族のドイツに対する訴訟手続を遂行して原

1 <http://www.icj-cij.org/en/case/143> に判決を含む訴訟資料の仏語・英語原文。<http://justice.skr.jp/> に判決（多数意見、反対意見、個別意見）の日本語・韓国語拙訳

告らを勝訴させたことについて、ドイツはイタリア裁判所の行為は主権免除の国際法に違反するとして国際司法裁判所(ICJ)に提訴し、ICJ判決はドイツの主張を認めたのである。

この判決は当該事件に関する限定的な判断であるが、この判決によって戦争被害者が自国の裁判所に加害国を被告とする訴訟を提起することが全く不可能になったとか、国家間の一括支払協定により被害者の個人請求権が消滅することを認めたものであるなどの誤った理解が広まり、前記の大法院判決の反対意見にも誤った趣旨で引用されている。

そこで、このICJ判決の趣旨と射程を明らかにし、韓国での日本軍「慰安婦」訴訟で主権免除が否定される可能性について検討したい。

Ⅱ. 主権免除とは

主権免除とは、主権国家は他国の裁判権に従うことを免除されるという慣習国際法上の規則である。かつては主権平等の原則から導かれる絶対的な規則であるとされたが(絶対免除主義)、国家による商業行為の発展にともない主権免除を広く認めることによる弊害が認識され、現在では国家による主権行為には主権免除が適用されるが、業務管理行為には適用されないと理解されている(制限免除主義、大法院1998.12.17判決、最高裁2006.7.12判決)。しかし戦争行為は典型的な主権行為であると理解されてきたこともあって、戦後補償裁判においては主権免除は越えがたい壁であると認識され、被害者の国の裁判所に加害国を被告とする訴訟が提起されることはほとんどなかった²⁾。

主権免除の範囲を定める条約として、1972年の欧州国家免除条約、2004年の国連国家免除条約があるが、前者は加盟国が8ヶ国に過ぎず、後者は未発効である。また、日本を含む10ヶ国に主権免除の範囲を定める国内法がある。韓国にはこのような国内法

2) 例えば原爆被爆者とシベリア抑留被害者はアメリカ合衆国やソ連に対してではなく、条約により賠償請求権を放棄したとして日本国に補償請求した。また、日本の裁判所で日本国及び企業(新日鉄、三菱)に賠償を請求してきた韓国人強制徴用被害者らは、韓国の裁判所に提訴するにあたり、被告を企業に限定した。

がなく、主権免除を認めるか否かは慣習国際法に基づいて決定されることになる。

Ⅱ. ICJ主権免除事件にいたる経緯

ドイツは日本とは異なり戦後補償に誠実に対応したといわれているが、それはユダヤ人虐殺に代表される人種、宗教、世界観、政治的反対を理由とする「ナチスの不法」による迫害の被害についてであり、武力紛争時の民間人虐殺や強制労働など一般戦争行為による被害については、1953年のロンドン債務協定により平和条約が締結されて賠償が最終的に解決されるときまで解決が猶予されたとして放置した。1990年の東西統一により猶予期間が終了したと認める裁判例も現れ、各国の被害者による賠償請求が再燃し、米国の裁判所におけるドイツ企業に対する集団訴訟を契機として2000年に「記憶・責任・未来」基金が発足した。しかし、同基金も戦争捕虜を対象外とするなど、多くの被害者が補償から取り残された³⁾。それらの被害者らはドイツの裁判所に提訴したが敗訴し、自国の裁判所にドイツを被告として提訴する被害者の動きが始まった⁴⁾。大部分の訴訟は主権免除を理由に却下されたが、下記のようにギリシャとイタリアでは原告らの請求が認められた。

ギリシャでは、ドイツ占領下の1944年にドイツ軍が民間人214人を虐殺したディストモ事件⁵⁾の被害者遺族が1995年にドイツを提訴した訴訟において、一審裁判所は主権免除を否定して訴訟手続を進め1997年9月25日に原告らの請求を認容した。2000年5月4日、ギリシャ最高裁判所は法廷地国領域内における不法行為には主権免除を適用する必要がないという不法行為例外 (tort exception)を慣習国際法と認め、本件のような殺戮行為は武力紛争のカテゴリーには含まれず、強行規範に違反した

3 以下、ドイツの補償制度及び同国における訴訟の経緯については、山田敏之「ドイツの補償制度」国立国会図書館 外国の立法 34巻3・4号(1996)、葛谷彩「ナチス時代の強制労働者補償問題」愛知教育大学地域社会システム講座社会科学論集(49)(2011)、山手治之「ドイツ占領軍の違法行為に対するギリシャ国民の損害賠償請求訴訟(1)」京都学園法学 2005年第2・3号、同(2)京都学園法学 2006年第3号

4 ICJ判決の事実認定によれば、ベルギー、スロベニア、ギリシャ、ポーランド、イタリア、フランス、セルビア、ブラジルの各国の裁判所にこのような訴訟が提起された(ICJ多数意見73,74項)。

5 ICJカンサード・トリンダージ反対意見185～186項

ドイツは主権免除を黙示的に放棄したとして主権免除を理由とするドイツの上告を棄却した⁶⁾。

イタリアでは、強制労働被害者であるフェツリーニ氏が1998年にドイツに賠償を求めて提訴した訴訟について、下級審は主権免除により請求を却下したが、2004年3月11日、イタリア破毀院(最高裁判所)は国際犯罪には主権免除の適用はないとして原判決を破棄して一審に差し戻した⁷⁾。フェツリーニ事件差戻判決を知った多数の被害者は同種の訴訟をイタリア国内裁判所に提起し、そのうちの数件は破棄院で原告の勝訴が確定した⁸⁾。

さらに、ギリシャで勝訴したディストモ事件原告らは、2005年にイタリアでの執行の承認を請求して提訴し⁹⁾、2007年にフィレンツェ控訴裁判所はこれを認め、原告らはドイツがイタリア国内に所有する文化施設ヴィラ・ヴィゴーニに裁判上の抵当権を設定した¹⁰⁾。こうしてイタリアの訴訟手続で追い詰められたドイツは、2008年12月23日、イタリア裁判所による一連の主権免除否定はドイツに主権免除を与える慣習国際法上の義務に違反しているとして、イタリアの国際法違反の確認、ドイツの主権免除を侵害する決定を無効とする措置、将来の同種事件において主権免除を否定しない保証措置を求めてICJに提訴した。イタリアは欧州人権条約にもとづくICJの管轄権を認めて応訴し、ギリシャは非当事者として訴訟参加した。

Ⅲ. ICJ裁判の争点

ドイツの請求に対しイタリアは主に次の二つの抗弁を主張し、これが本件の主要な争点となった。

6 前掲山手(1)

7 その後一審は時効により再び請求を棄却したが、控訴審で原告の請求が認められ、破棄院で確定した。

8 イタリア軍人収容者の事件、チビテッラ村民間人虐殺事件遺族の附帯私訴による賠償請求事件など (ICJ 多数意見 27 ~ 29 項)

9 ディストモ事件原告等は法務大臣の不同意によりギリシャ国内での執行を妨げられ、ドイツでの執行や欧州人権裁判所への提訴を試みたが成功しなかった。

10 ICJ 多数意見 30 項以下、前掲山手(1)

1. 不法行為例外

不法行為例外は主に外交官による交通事故などの処理の必要から生まれた主権免除の例外である。法廷地国の領域内における外国の不法行為による人身傷害及び財物毀損についての金銭賠償請求訴訟では主権免除を認めないという趣旨の国内判例が1960年代から蓄積され、主権免除の範囲を定める国内法を有する10ヶ国のうち日本の対外国民事裁判権法第10条を含む9ヶ国の法律と欧州国家免除条約第11条及び国連国家免除条約第12条にも同様の規定が採用された。

イタリアは、この規則はすでに慣習国際法となっており、イタリア領内で行われたドイツ軍の行為についてイタリア裁判所がドイツに主権免除を適用する義務はないと主張した。これに対しドイツは、不法行為例外は未だ慣習国際法とはいえず、仮に慣習国際法であったとしても、軍隊の行為には主権免除を適用するという(例外の例外としての)慣習国際法が存在すると反論した。(争点①)

2. 裁判を受ける権利

イタリアは、本件はドイツの不法行為が国際人道法に対する重大な違反であること、違反した規範が強行規範(ユス・コーゲンス)であること、そして国内裁判所が被害者が利用できる最後の救済手段であることから主権免除は適用されないと主張した。イタリアの主張する三つの要素をつなげる環は裁判を受ける権利である。イタリアは国連憲章、欧州人権条約、イタリア憲法により領域内において裁判を受ける権利を保障する義務を負う。特に、被害が強行規範に違反する重大な人権侵害であり、被害者が利用できる他の救済手段が存在しない場合には裁判を受ける権利を保障するために主権免除の適用を排除しなければならないというのがイタリアの主張である¹¹⁾。ドイツはこれについても、そのような慣習国際法は成立していないと主張した。(争点②)

11 ICJ ユスフ反対意見 7～9 項

Ⅳ. 判決（多数意見）の判断とイタリアの対応

1. ドイツの請求を認めた多数意見

2012年2月3日、ICJは小和田恒所長をはじめとする12名の裁判官による多数意見で将来の保証を除くドイツの請求の大部分を認容した。争点①については、不法行為例外が慣習国際法であるか否かは判断せず、各国の国家実行（国内判例や国内法）や条約の文言等から、少なくとも武力紛争遂行過程での軍隊の行為については主権免除を適用するという慣習国際法が存在するとした。争点②については3つの要素を分解し、それぞれについて国家実行等の調査を根拠にイタリアの主張に沿う慣習国際法の存在を否定した。

なお、イタリア出身のガヤ特任裁判官は争点①について、ソマリア出身のユスフ裁判官とブラジル出身のカンサード・トリンダージ裁判官は主に争点②について反対意見を述べた。

多数意見は、学説にほとんど配慮せず、各国の国家実行を調査して相対多数により慣習国際法を認定するという手法をとった。この手法によれば、発展段階の国際慣習法については常に否定的（保守的）な結論に達することになる。また、ユスフ裁判官も反対意見で指摘しているように、国家実行の調査自体がチェリー・ピッキング（結論のために都合の良い事例の抽出）であるとの批判もある。

さらに、武力紛争の遂行過程における軍隊の行為については主権免除を適用するという慣習国際法が存在するかという点に判断を限定したのも多数意見の特徴である。その結果問題となっている人権侵害の深刻性はまったく判断要素から排除されることになった。

2. 判決後のイタリアの対応.

ICJ判決を受けてイタリア破毀院は判例を変更してイタリア裁判所の管轄権を否定した。また国会も2013年1月、ICJ判決を受け入れるため、同種の事件が係属す

る裁判所に職権で管轄権の欠如を宣言することを義務づけ、確定判決の再審事由に管轄権の欠如を追加する法律を制定した。しかし、憲法裁判所は上記の法律はイタリア憲法が保障する裁判を受ける権利を侵害するものであって違憲であると判示した。(2014年10月22日イタリア憲法裁判所判決)¹²⁾。

V. 韓国「慰安婦」被害者訴訟と主権免除

1. ICJ判決の射程

上記のように、ICJ判決は武力紛争時の軍隊の行為には主権免除を適用するという慣習国際法が存在するという一点について判断したものであり、戦争被害者個人の賠償請求権を否定したり、戦争被害者が加害国に対して自国の裁判所に提訴することを一般的に否定したものではない。

この点、前記の2018年10月30日韓国大法院判決の反対意見は、日韓請求権協定のような一括処理協定によって国家が相手国から補償・賠償を受けた場合は、この資金が別の目的に使用されたとしても個人の請求権が消滅するという見解の根拠としてこの判決を引用しているが、完全に誤った引用である。確かにICJ判決には一括支払資金が他の目的に利用された場合、そのことが金銭の分配を受けなかった個人が加害国に請求する根拠となるのかは疑問であるとの趣旨の記載がある(102項)。しかしこれは政府間交渉による補償の成否についての国内裁判所の判断能力という傍論部分における(適当とはいえない)感想めいた記載にすぎない。逆に多数意見は結論部分(108項)において「平和条約77条4項及び1961年の協定の条項はイタリアにおける手続の主題についての拘束力ある請求権放棄条項であるというドイツの主張の当否についても判断する必要がある」「免除の問題に関する裁判所の判断はドイツが責任を負うか否かの問題について影響を与えない」と明示してお

12 https://www.cortecostituzionale.it/documenti/download/doc/recent_judgments/S238_2013_en.pdf に英語訳、<http://justice.skr.jp/> に日本語・韓国語拙訳

り、この判決が一括処理協定による個人請求権の消滅については何も判断していないことは明白である。

しかも、韓国はICJの管轄受諾宣言をしていないし、独伊の場合とは異なり日韓の間には紛争をICJに付託する条約上の根拠がなく、将来的に日韓の戦後補償問題がICJで争われる可能性は少ない。また、ICJ規程第59条は「裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」と規定しており、この判決が非当事国である韓国における訴訟に直接効力を及ぼすものではない。その上、多数意見は国内判例などの国家実行の相対多数によって現時点での慣習国際法を認定したに過ぎず、今後の国際法の発展にともなってICJ判決の趣旨と異なる国内判例が現れることは想定内であると言える。

ただし、ICJ判決はそこで展開された主張や論理を含めて慣習国際法を認定するうえで重要な資料となるから、韓国の裁判所がこれを全く無視することはできない。一方で、日本軍「慰安婦」被害者をめぐる事実関係の下ではICJ判決のケースとは別の規則が適用されるとすれば、その規則に関する慣習国際法を採求する必要がある。仮に安定的な慣習国際法が見いだせない場合にはいわゆるグレーゾーンとして国内裁判所がその権限内において法と条理にしたがって決定できることになるであろう¹³⁾。

そこで、韓国と日本をめぐる事実関係の下でICJ判決の論理を再検討する必要がある。

2. 不法行為例外（争点①）について

ICJ判決は不法行為例外について判断しなかったが、前記のように多くの国の裁判例、国内法、条約がこの規則を認めており、これが慣習国際法であることは否定しがたいであろう。特に日本の対外国民事裁判権法第10条が不法行為例外を採用しており、韓国が日本国内で不法行為により人身や財物に損害を与え、損害賠償請求訴訟の被告となった場合には主権免除が否定されることになるから、相互主義的観

13 ICJ ユスフ反対意見 47～48 項、ガヤ反対意見 9 項がグレーゾーンについて言及している。

点からも韓国裁判所は不法行為例外を認められる。¹⁴⁾

そして日本軍「慰安婦」被害者に対する加害行為の一部（欺罔又は強制による連行）は多くの場合韓国の領域内を起点として行われており、法廷地国領域内の不法行為である。

そこで、ICJ判決の認定した「武力紛争遂行過程における」「国家の軍隊による行為」には主権免除が適用されるという慣習国際法¹⁵⁾が問題となる。領域国の同意なく侵入した外国軍隊の行為について主権免除を認めることの合理性についてはガヤ裁判官の反対意見¹⁶⁾を始めとして多くの批判があるが、一般的には「武力紛争時には予期し難い損害が発生し、通常の司法手続では処理不可能である」ことが肯定論の根拠であろう¹⁷⁾。そうすると「武力紛争の遂行過程」とは法的概念ではなく事実的概念であり¹⁸⁾、複数の武装勢力が実在して武力衝突が発生している事実上の状態を意味すると考えられる。そして多くの被害者が連行された1930～40年代の朝鮮半島には国境地帯を除いて日本軍に敵対する武装勢力は存在しなかったから、イタリアのケースとは異なり、この意味における「武力紛争の遂行過程」であるとは言えない。

したがって仮に争点①についてICJ判決多数意見の立場に立つとしても、韓国の日本軍「慰安婦」被害者のケースには多数意見が認定した慣習国際法は適用されず、不法行為例外の適用により主権免除を否定することが可能である。

3. 裁判を受ける権利（争点②）について

1) 裁判を受ける権利保障の義務

14 ソウル民事地方裁判所 1994.6.22 判決は米国を被告とする契約上の過失による損害賠償事件について、米国の外国主権免除法が商業活動や米国内の不法行為を免除から除外していること、実際に米国で大韓民国を被告とした民事訴訟において免除を否定した例があることを理由に免除を否定した。

15 ICJ 多数意見 78 項

16 ICJ ガヤ反対意見第9項

17 例えば、坂巻静佳 「国際司法裁判所『国家の裁判権免除』事件 判決の射程と意義」国際法研究 創刊第1号（2013）

18 したがって、日本による支配が強占であるという法律的議論とは関係がない。

国際的に人権を保障する手段として、各種の人権条約には国家通報、個人通報、政府報告制度などが規定されている。このうち国家通報制度は現状では実質的に機能していない。個人通報制度の適用には締約国の特別の受諾宣言が必要であり、日本は一切の個人通報制度を受諾していない。政府報告制度は一般的な問題点の報告と勧告にとどまり、個別の人権侵害を救済するものではない。しかもアジアには欧州人権裁判所、米州人権裁判所、アフリカ人権裁判所のような地域的国際人権裁判所も存在しない。そうすると、特にアジアにおいて人権を実効的に保障していくためには国内裁判所における裁判を受ける権利を徹底的に保障していくしかない。

そして国際人権規約（自由権規約）第14条第1項には欧州人権条約第6条第1項と類似の規定があり、韓国も国連憲章、国際人権規約、韓国憲法によりイタリアと同様に裁判を受ける権利を保障する義務を負っている。

しかも、憲法裁判所2011年8月30日決定は日本軍「慰安婦」被害者らに対する韓国政府の「最も根本的な保護義務」を認め¹⁹⁾、その根拠のひとつである憲法10条は「すべての国家機関を拘束」すると判示しているから、裁判所自体が被害者に対する司法保護を実現する義務を負っているといえる。

2) 裁判を受ける権利と主権免除の国際法

ICJの多数意見による形式的検討では無視されているが、欧州人権裁判所Weite & Kennedy事件判決（1999年）では、欧州宇宙機関の裁判権免除について、裁判を受ける権利は、その権利を実効的に保護するための合理的な代替手段を当事者が利用できた場合にのみ制約することができると判示し²⁰⁾、その後ベルギー、フランスなどで当事者が利用することができた手段を具体的に検討した上で国際機構の免除を

19 「例えば憲法が制定される前の事といえども、国家が国民の安全と生命を保護すべきであるという最も基本的な義務を遂行できなかった日帝強制占領期に、日本軍慰安婦として強制動員され、人間の尊厳と価値が抹殺された状態で長期間悲劇的な生活を営まざるを得なかった被害者らの毀損された人間の尊厳と価値を回復させる義務は、大韓民国臨時政府の法統を継承した現在の政府が国民に対して負う最も根本的な保護義務に属するものである。」

20 ICJ ユスフ反対意見第 29 項。

否定する国内判例がみられるようになった。²¹⁾

欧州人権裁判所は国家に関する事件については国際機構に関する事件とは異なり主権免除による裁判を受ける権利の制約を広く認めているが（例えば2001年アル・アドサニ事件）、これは通常の主権国家は当事者が利用できる司法制度を備えていることを前提にしているからである。国際機構の主権免除は慣習国際法ではなく専ら条約を根拠とすること、国家のように相互の関係ではないことなど、国家の場合とは相違点があるが、裁判を受ける権利と主権免除の調整についての論理は本質的に異なることはない²²⁾。むしろ国際機構と雇用契約を締結した国際公務員の労働問題と、人道に反する罪の被害者として生命や人格を侵害された者とは、明らかに後者の要保護性が高いであろう。

また、これもICJ多数意見では「他国の立法に例を見ない」として無視されたが²³⁾、米国では1996年に外国主権免除法を改正し、米国政府がテロ支援国家と認定した国家に対しては拷問や超法規的殺害などの行為については主権免除を認めないことにした。行政の判断により司法の管轄権が決定されるというシステムには問題があるが、仮にこの法律が国際法上正当化されるとすれば、「テロ支援国家」にはテロ被害者を救済する司法制度が通常備えられていないということを理由とする他はないであろう。

これらの国際判例や国家実行は、主権国家に当事者が利用できる司法制度が備えられていないという例外的な場合については主権免除の否定が許されるという解釈が可能であることを示している。ただし、この問題について安定した慣習国際法が存在するとは言えず、前記の「グレーゾーン」に属する分野として国内裁判所に委ねられていると考えられる。

21 黒神直純「国際機構の免除と国際公務員の身分保障」信山社「普遍的国際社会への法の挑戦」（2013）所収 641 頁

22 欧州人権裁判所は 2013 年に国連の平和維持活動に関する Stichting Mothers of Srebrenica 事件において ICJ 主権免除判決を引用し、上記の代替性テストを行わずに主権免除を肯定した。Weite & Kennedy 事件との矛盾が指摘されるが、逆に裁判を受ける権利との関係において国際機構と国家が本質的に異なることがないことを示したともいえるだろう。同事件につき、岡田陽平「国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利」国際協力論集 24 巻 2 号（2017）、水島朋則「国際司法裁判所の主権免除事件判決による現代国際法の発展」三省堂「国際裁判と現代国際法の展開」（2014）所収 288 頁

23 ICJ 多数意見 88 項

3) 外国人被害者の裁判利用を拒否した2007.4.27最高裁判決

この点において、中国人「慰安婦」事件と西松建設中国人強制連行・強制労働訴訟についての日本の最高裁判決²⁴⁾は重要である。この判決で最高裁は、個人の請求権の解決を民事裁判上の権利行使に委ねると将来予測困難な混乱を招き、平和条約の目的達成の妨げとなるおそれがあるので、個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにするというのが「サンフランシスコ平和条約の枠組み」であり、日中共同声明もこの枠組みの中にあるため、同第5項²⁵⁾によって原告らの請求権は行使できなくなったとして被害者らの請求を棄却した²⁶⁾。さらに最高裁は「ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって個別具体的な請求権について、その内容等にかんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない。」と判示した。

その後中国人被害者を原告とする全ての訴訟は同じ理由で棄却された。そして、文言上「国民が」放棄したと記載されていない日中共同声明によって中国国民が裁判上訴求する権能を失ったとする以上、「国民の」請求権等について「完全かつ最終的に解決された」との文言のある日韓請求権協定に同じ論理が適用されるのは不可避であり、韓国国民の請求も同じ理由で棄却される判決が続いた²⁷⁾。今後韓国の日本軍「慰安婦」被害者が改めて日本で訴訟を提起しても、この趣旨の判決が出されることは確実である。

24 判例タイムズ 1240 号 121 頁、判例時報 1969 号 28 頁

25 「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」

26 これは締結者の意思や歴史的事実にも反し、ただ日本における戦後補償訴訟を終らせることだけを目的とした政治的判決である。阿部浩己「サンフランシスコ平和条約と司法にアクセスする権利」神奈川法学第 46 巻 2・3 合併号 (2013) は裁判を受ける権利の観点から判決を批判している。小畑郁「西松建設事件」三省堂「国際法基本判例 50」所収は判決の結論には肯定的だが、最高裁の論理は「後知恵の力業」であると評している。

27 名古屋高裁 2007 年 5 月 31 日判決 (三菱名古屋朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、判例タイムズ 1210 号 186 頁)、判例時報 1894 号 44 頁)、富山地裁 2007 年 9 月 19 日判決・名古屋高裁金沢支部 2010 年 3 月 8 日判決 (いずれも不二越勤労挺身隊二次訴訟)

すなわち最高裁判所は実体法を適用して外国人戦争被害者の法的権利を否定したのではなく、原告の法的権利の有無にかかわらず、日本では外国人戦争被害者には裁判上訴求する権能がないと宣言したのである。裁判を受ける権利により保障されるべき内容が形式的な裁判の利用で足りるのか、実質的な保障の実現を含むのかについては議論があるが²⁸⁾、最高裁は外国人被害者の裁判の利用すら拒否していることになる。

- 4) そうすると日本は外国人戦争被害者にとって主権国家に当事者が利用できる司法制度が備えられていないという例外的な場合に該当することになり、韓国裁判所は裁判を受ける権利保障や前記の保護義務に照らして主権免除を否定することができる²⁹⁾。

Ⅵ. まとめ

以上のように、韓国の日本軍「慰安婦」被害者が提起した訴訟についてはICJ判決多数意見が認定した慣習国際法を前提としても不法行為例外による主権免除否定が可能である。また、韓国憲法裁判所の認めた保護義務、最高裁判所判決による裁判利用の拒否に照らし、裁判を受ける権利保障のために主権免除を否定する必要性が高い。

したがって、韓国の日本軍「慰安婦」被害者の訴訟において主権免除を否定することは国際法上特異な判断でもなく、十分に可能である。ただし判決の執行には更なる困難が予想され、現実的には、この訴訟を被害者らと日本国との和解の契機

28 ICJカンサード・ドリンダージ反対意見 221 項

29 不法行為例外による主権免除否定と裁判を受ける権利保障のための主権免除否定は論理的にも歴史的な形成過程にも相関性がなく、並列して主張することができる。ただし不法行為例外によれば法廷地国は主権免除を「否定することができる」のに対し、裁判を受ける権利保障のためには主権免除を「否定しなければならない」ことになるであろう。

また、不法行為例外の適用は法廷地国領域内での不法行為に限定されるのが一般的であり、法廷地国の領域外から領域外に連行された被害者への適用には困難がある。ICJにおいてもこのような被害者は争点①の対象外であるとイタリアは述べている。

とすることが望ましい。そのためには、ICJ判決の意味や国際法の現状を事前に周知し、大法院判決に対して日本が示したような感情的反発を抑制する努力が必要であると思われる。

<参考文献>

- ・ 脚注に記したもののほか、下記の文献を参考にした。
- ・ 水島朋則「主権免除の国際法」名古屋大学出版会（2012）
- ・ 坂巻静佳「重大な人権侵害行為に対する国家免除否定論の展開」社会科学研究60巻2号（2009）
- ・ 中野俊一郎「国家免除原則と外国判決の承認」信山社「EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ」（2013）所収
- ・ 濱本正太郎「裁判を受ける権利・強行規範と主権免除」同上所収
- ・ 飛澤知行「逐条解説対外国民事裁判権法」商事法務(2009)
- ・ 田村光彰「ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理」社会評論社（2006）
- ・ 吉田邦彦「ホロコースト補償訴訟の遺産」有斐閣「日本民法学の新たな時代」（2015）所収
- ・ 清野幾久子「ドイツ戦後補償の法理」法律論叢第70巻5・6号（1998）
- ・ 広渡清吾「ドイツにおける戦後責任と戦後補償」朝日選書「戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うか」（1994）所収、
- ・ ライナー・ホフマン山手治之訳「戦争被害者に対する補償」立命館法学306号（2006）
- ・ 田近肇「イタリア憲法裁判所の制度と運用」岡山大学法学会雑誌第62巻第4号（2013）
- ・ 申恵丰高木喜孝永野貫太郎「戦後補償と国際人道法」明石書店（2005）
- ・ 山本草二「国際法」有斐閣（1985）
- ・ なお、日弁連人権委員会日韓共同行動特別部会主催の研究会において阿部浩己先生から貴重な助言をいただいた。

[→HOME](#)